

京都市都市計画道路網の見直し研究会開催要綱

令和6年8月 1日決定

令和6年8月21日改定

(目的)

第1条 京都市における都市計画道路について、都市計画決定後の時間の経過により生じる必要性の変化等を踏まえた道路網の在り方に関する検討を行うため、京都市都市計画道路網の見直し研究会（以下「研究会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 京都市都市計画道路網の見直し指針の作成
- (2) 前号の指針に基づく個別路線ごとの見直し案の作成
- (3) その他都市計画道路網の見直しに関すること

(委員)

第3条 研究会の委員の定数は3名以内とし、学識経験を有する者に市長が就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任の日から令和8年3月31日までとする。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(座長)

第5条 研究会には、座長を置き、委員の中から市長が指名する。

- 2 座長は、研究会の会議を総理し、会議を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、出席者のうちから市長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 市長は、必要と認めたときは、委員があらかじめ指名する者をその代理人として会議に出席させることができる。この場合において、当該代理人が出席したときは、当該委員は、当該会議に出席したものとみなす。

- 4 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開等)

第7条 会議は、原則公開とする。ただし、京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を取り扱うときその他会議を公開することにより、審議の公正さが著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴は、京都市都市計画審議会傍聴規程（平成13年8月30日）の例による。この場合において、第1条中「京都市都市計画審議会運営要綱第8条の規定に基づき、京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）」とあるのは「京都市都市計画道路網の見直し研究会（以下「研究会」という。）」と、第2条第1項中「審議会事務局職員」とあるのは「研究会事務局職員」と、第3条1項中「10名以上」とあるのは「3名以上」と、第5条第6号中「会長及び審議会事務局職員」とあるのは「座長及び研究会事務局職員」と、第6条第1項中「会長」とあるのは「座長」と、第7条中「京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項ただし書の規定により、審議会」とあるのは「京都市都市計画道路網の見直し研究会設置要綱第7条第1項ただし書の規定により、研究会」と、第8条第1項中「会長及び審議会事務局職員」とあるのは「座長及び研究会事務局職員」と、同条第2項中「会長」とあるのは「座長」と、同条第3項中「審議会事務局職員は、会長」とあるのは「研究会事務局職員は、座長」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 研究会に関する事務を処理するために、都市計画局都市企画部都市計画課に事務局を置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、都市計画担当部長が定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。